

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令等の公布について（通知）

計 16 枚（本紙を除く）

Vol.1533

令和8年8月7日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164、2260）
FAX：03-3503-2167

老 発 0 8 0 7 第 1 号
令 和 8 年 8 月 7 日

各 都道府県知事 殿
市 町 村 長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令等の公布について（通知）

本日付けで下記省令及び告示が別添のとおり公布され、本日から施行することとされたところです。

- ① 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和8年厚生労働省令第127号。以下「標準化基準省令」という。）
- ② 介護保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和8年厚生労働省告示第303号。以下「要件標準告示」という。）
- ③ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の介護保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体（令和8年厚生労働省告示第304号。以下「要件標準経過措置告示」という。）
- ④ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、同条の規定により厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する

介護保険システム及び厚生労働大臣が定める日（令和8年厚生労働省告示第305号。以下「適合困難システム経過措置告示」という。）

これらの制定の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 制定の趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（平成3年法律第40号）第6条第1項の規定に基づき、所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等について、主務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準（以下「標準化基準」という。）を定めなければならないこととされている。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年デジタル庁・総務省令第1号）第13条各号には、介護保険システムにより処理を行う事務が規定されている。

これを踏まえ、介護保険システムの標準化基準を定めるもの。

第2 省令及び告示の内容

1. 標準化基準省令について

介護保険システムの標準化基準について、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成することとし、公布時点において最新の介護保険システムの標準仕様書の改版に基づき、これら基準を定めることとする。

機能要件の標準として、機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関する要件を定めることとする。なお、標準仕様書の内容のうち、最も大きい機能の区分を省令に規定し、その細目・実装区分・適合基準日については厚生労働大臣が定めることとする。

帳票要件の標準として、省令に掲げる帳票を出力することとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項については厚生労働大臣が定めることとする。

機能要件の標準の規定及び帳票要件の標準の規定（以下「標準化基準規定」という。）並びにこれらの規定に基づき厚生労働大臣が実装してはならない機能として定めるもの並びに標準化基準規定及びこれらの規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの以外は、実装してはならない旨規定する。

その他所要の経過措置を定める。

2. 要件標準告示について

標準化基準省令において、別途厚生労働大臣が定めることとした、機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の

細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を定める。

なお、本告示の別表第一から別表第三までは、厚生労働省のホームページ（※）に掲載している。

（※）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20794.html

3. 要件標準経過措置告示について

標準化基準省令の施行の際現に地方公共団体が利用する介護保険システムで、同令の施行の日以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合するものが困難なものとして厚生労働大臣が認めるものについて、機能要件の標準又は帳票要件の標準を定め、また、これらについて、要件標準告示に規定する事項の適合基準日を令和十一年四月一日とする。

標準化基準省令の施行の際現に地方公共団体が利用する介護保険システムで、同令の施行日以降、同令において実装してはならない旨規定された機能を有するものとして厚生労働大臣が認めるものを定める。

4. 適合困難システム経過措置告示について

標準化基準省令の施行の際現に地方公共団体が利用する介護保険システムで、機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして厚生労働大臣が認めるもの及びこれらについての標準化基準省令の規定の適用日を定める。

○厚生労働省令第百二十七号
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二條第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二條第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令
(趣旨)

第一条 この省令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下この条において「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二條第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「介護保険システム」という。）に必要とされる機能等（法第二条第二項に規定する機能等（法第五条第二項第三号イから二までに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）に関する標準化基準（法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 機能要件の標準 機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したものを用いる。

二 帳票要件の標準 機能等のうち電磁的記録を出力する書面の様式に関し要件を規定したものをいう。

三 実装区分 地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。

四 適合基準日 地方公共団体情報システムが標準化基準に適合していなければならない日を用いる。なお、適合基準日の定めは、地方公共団体情報システムが適合基準日前に標準化基準に適合することを妨げるものではなく、また、適合基準日以降引き続き適合することを要するものとする。

(介護保険システムに必要とされる機能等に関する標準化基準の構成)

第三条 介護保険システムに必要とされる機能等に関する標準化基準は、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成する。

(機能要件の標準)

第四条 介護保険システムの機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については厚生労働大臣が定める。

一 外部システムとの連携及び庁内の他の地方公共団体情報システムとの連携、介護保険事業の実施に当たり必要な項目の管理並びに検索、照会及び操作に係る機能を備えること。

二 介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）第二章及び第四百四十五条の規定による介護保険の被保険者の資格に関する事務の管理に係る機能を備えること。

三 介護保険法第二百二十九条に規定する保険料の賦課及び徴収に関する事務の管理に係る機能を備えること。

四 介護保険法第四百四十四条の規定その他同法の規定に基づく保険料の滞納処分に関する事務の管理に係る機能を備えること。

五 介護保険法第四十一条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条の二、第六十条及び第四章第六節の規定その他同法の規定に基づく保険給付に関する事務のうち、当該保険給付を受ける者の管理に係る機能を備えること。

六	介護保険法第三章の規定その他同法の規定に基づく介護認定審査会（同法第十四条に規定する介護認定審査会をいう。）に関する事務及び同法第四章第二節の規定その他同法の規定に基づく認定（同法第三十七条第一項に規定する認定をいう。）に関する事務の管理に係る機能を備えること。
七	介護保険法第四十一条、第四十二条の二、第四十六条から第四十八条まで、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の二、第五十八条、第五十九条及び第六十一条の規定その他同法の規定に基づく給付の支給に関する事務（同法第六十六条第一項の支払方法変更の記載がされている場合に限る。）並びに同法第四十四条、第四十五条、第四十七条、第四十九条の二から第五十一条の二まで、第五十六条、第五十七条、第五十九条の二から第六十一条の二まで及び第六十九条の規定その他同法の規定に基づく給付の支給に関する事務の管理に係る機能を備えること。
八	介護保険法第一百八条の二の規定その他同法の規定に基づく調査及び分析並びに同法第一百九十七条及び第一百九十七条の二の規定その他同法の規定に基づく報告に関する事務の管理に係る機能を備えること。
九	介護保険法第一百五十五条の四十五の規定その他同法の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務の管理に係る機能を備えること。
（帳票要件の標準）	
第五条	介護保険システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面を出力するものとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項については厚生労働大臣が定める。
一	住民税の課税状況について（一）
二	住民税の課税状況について（二）
三	介護保険収入状況簡易申告書
四	宛名シール
五	宛名印刷
六	窓空き封筒印刷・問合せ先
七	介護保険資格取得・異動・喪失届
八	介護保険被保険者証交付申請書
九	介護保険資格者証
十	介護保険被保険者証
十一	介護保険資格者証発行のお知らせ
十二	介護保険被保険者証発行のお知らせ
十三	介護保険受給資格証明書
十四	介護保険被保険者証等再交付申請書
十五	介護保険住所特例適用・変更・終了届
十六	介護保険他市町村住所特例者連絡票
十七	介護保険住所特例施設変更通知書
十八	介護保険住所特例施設退所（居）通知書
十九	介護保険他市町村適用除外者連絡票
二十	介護保険適用除外施設変更通知書
二十一	介護保険適用除外施設退所通知書
二十二	納入通知書（保険料額決定通知書） 兼特別徴収開始通知書
二十三	納入通知書（保険料額変更通知書） 兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書
二十四	納入通知書（保険料額決定通知書） 兼特別徴収開始通知書（ハガキ様式）
二十五	納入通知書（保険料額変更通知書） 兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（ハガキ様式）
二十六	特別徴収開始通知書

二十七	特別徴収開始通知書（ハガキ様式）
二十八	口座振替開始（変更）のお知らせ
二十九	介護保険料減免決定通知書
三十	介護保険料減免取消通知書
三十一	介護保険料徴収猶予決定通知書
三十二	介護保険料徴収猶予取消通知書
三十三	介護保険料減免申請のお知らせ
三十四	納入通知書（保険料額決定通知書） 兼特別徴収開始通知書（納付書一体型）
三十五	納入通知書（保険料額変更通知書） 兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（納付書一体型）
三十六	口座振替開始（変更）のお知らせ（ハガキ様式）
三十七	介護保険料口座振替不能通知書
三十八	介護保険料口座再振替通知書
三十九	介護保険料還付（充当）通知書
四十	介護保険料還付請求書
四十一	介護保険料充当通知書
四十二	介護保険料納付証明書
四十三	介護保険料納付証明書（ハガキ様式）
四十四	督促状
四十五	督促状兼納付書（ハガキ様式）
四十六	分納誓約書
四十七	分納計画書
四十八	取引状況等の照会について（預貯金等関係用）
四十九	照会対象者一覧表
五十	年金の支給について（照会）
五十一	差押調書
五十二	差押通知書
五十三	差押解除通知書
五十四	参加差押書
五十五	参加差押通知書
五十六	参加差押解除通知書
五十七	交付要求書
五十八	交付要求通知書
五十九	交付要求解除通知書
六十	債権現在額申立書
六十一	配当計算書
六十二	充当通知書
六十三	充当明細
六十四	未納明細
六十五	納期限変更告知書
六十六	換価猶予通知書
六十七	換価猶予取消通知書
六十八	滞納処分停止通知書
六十九	滞納処分停止取消通知書

七十	介護保険金融機関一括照会依頼書
七十一	介護保険金融機関一括照会調査書（ゆうちょ銀行以外）
七十二	介護保険金融機関一括照会調査書（ゆうちょ銀行）
七十三	介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書
七十四	介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
七十五	社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）
七十六	訪問介護利用者負担額減額申請書（障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額軽減措置）
七十七	介護保険負担限度額認定申請書
七十八	介護保険特定負担限度額認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
七十九	介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書
八十	介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
八十一	社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）
八十二	訪問介護利用者負担額減額認定決定通知書（障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額軽減措置）
八十三	介護保険負担限度額認定決定通知書
八十四	介護保険特定負担限度額認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
八十五	介護保険利用者負担額減額・免除認定証
八十六	介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）
八十七	社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）
八十八	社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）（特例措置対象者）
八十九	訪問介護利用者負担額減額認定証（障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額軽減措置）
九十	介護保険負担限度額認定証
九十一	介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）
九十二	介護保険利用者負担額減額・免除認定更新のお知らせ
九十三	介護保険利用者負担額減額・免除認定更新のお知らせ（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
九十四	社会福祉法人等利用者負担軽減対象更新のお知らせ（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）
九十五	訪問介護利用者負担額減額認定更新のお知らせ（障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額軽減措置）
九十六	介護保険負担限度額認定更新のお知らせ
九十七	介護保険特定負担限度額認定更新のお知らせ（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
九十八	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減確認申請書
九十九	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減決定通知書

百	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減確認証
百一	中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減確認申請書
百二	中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減決定通知書
百三	中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減確認証
百四	介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について（照会）
百五	介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について（回答）
百六	介護保険負担割合合証
百七	介護保険負担割合合証発行のお知らせ
百八	介護保険負担割合変更のお知らせ
百九	介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書
百十	介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書
百十一	介護保険給付の支払一時差止予告通知書
百十二	介護保険給付の支払一時差止等予告通知書
百十三	介護保険給付の支払一時差止等処分通知書
百十四	介護保険給付の支払一時差止等処分通知書
百十五	介護保険滞納保険料控除予告通知書
百十六	介護保険滞納保険料控除通知書
百十七	給付制限における保険料の滞納状況
百十八	介護保険給付額減額予告通知書
百十九	介護保険給付額減額通知書
百二十	介護保険給付制限処分分明書
百二十一	介護保険給付制限解除通知書
百二十二	介護保険要介護認定・要支援認定又は要介護更新認定・要支援更新認定申請書
百二十三	介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書
百二十四	要介護認定等申請受理通知書
百二十五	介護保険要介護認定訪問調査依頼書
百二十六	介護保険診断命令書
百二十七	介護保険主治医意見書提出依頼書
百二十八	介護保険主治医意見書作成請求書
百二十九	介護認定審査会開催通知書
百三十	認定審査会対象者一覧（一）
百三十一	認定審査会対象者一覧（二）
百三十二	介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書
百三十三	介護保険要介護・要支援状態区分変更通知書
百三十四	第二号該当生活保護受給者に係る審査判定結果について
百三十五	介護保険要介護認定・要支援認定取消通知書
百三十六	介護保険被保険者証の提出依頼
百三十七	介護保険要介護認定・要支援認定等却下通知書
百三十八	介護保険サービスの種類指定変更申請書
百三十九	介護保険サービスの種類指定結果通知書
百四十	要介護認定・要支援認定の更新のお知らせ
百四十一	要介護認定・要支援認定の更新のお知らせ（ハガキ様式）
百四十二	介護保険要介護認定結果の情報提供について
百四十三	介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書
百四十四	介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書（ハガキ様式）
百四十五	介護保険要介護認定訪問調査依頼について

百四十六	介護保険要介護認定訪問調査依頼書（一覽）
百四十七	介護保険主治医意見書提出依頼について
百四十八	介護保険主治医意見書提出依頼書（一覽）
百四十九	介護保険要介護認定結果の情報提供のお知らせ
百五十	介護保険主治医意見書作成料請求について
百五十一	介護保険主治医意見書作成料請求書（一覽）
百五十二	居宅サービス計画作成依頼（変更） 届出書
百五十三	介護予防サービス計画作成依頼（変更） 届出書
百五十四	居宅（介護予防） サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼の届出に関するお知らせ
百五十五	介護保険居宅介護（介護予防） 住宅改修支給事前申請書
百五十六	介護保険居宅介護（介護予防） 住宅改修支給事前申請書（受領委任払用）
百五十七	介護保険居宅介護（介護予防） 住宅改修承認（不承認） 通知書
百五十八	介護保険居宅介護（介護予防） 福祉用具購入費支給事前申請書
百五十九	介護保険居宅介護（介護予防） 福祉用具購入費支給事前申請書（受領委任払用）
百六十	介護保険居宅介護（介護予防） 福祉用具購入承認（不承認） 通知書
百六十一	介護保険指定（介護予防） 福祉用具貸与理由書
百六十二	介護保険居宅介護（介護予防） 住宅改修支給申請書
百六十三	介護保険居宅介護（介護予防） 住宅改修支給申請書（受領委任払用）
百六十四	介護保険居宅介護（介護予防） 福祉用具購入費支給申請書
百六十五	介護保険居宅介護（介護予防） 福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）
百六十六	介護保険居宅介護（介護予防） サービス費等支給申請書（償還払用）
百六十七	介護保険居宅介護（介護予防） サービス費等支給申請書（受領委任払用）
百六十八	介護保険特定入所者介護（介護予防） サービス費等支給申請書
百六十九	介護保険居宅介護（介護予防） 住宅改修支給（不支給） 決定通知書
百七十	介護保険居宅介護（介護予防） 福祉用具購入費支給（不支給） 決定通知書
百七十一	介護保険居宅介護（介護予防） サービス費等支給（不支給） 決定通知書（償還払用）
百七十二	介護保険居宅介護（介護予防） 住宅改修受領委任払支給決定通知書
百七十三	介護保険居宅介護（介護予防） 福祉用具購入費受領委任払支給決定通知書
百七十四	介護保険居宅介護（介護予防） サービス費等受領委任払支給決定通知書（償還払用）
百七十五	受領委任払対象者明細
百七十六	介護保険居宅介護（介護予防） 住宅改修支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）
百七十七	介護保険居宅介護（介護予防） 福祉用具購入費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）
百七十八	介護保険居宅介護（介護予防） サービス費等支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）
百七十九	介護保険特定入所者介護（介護予防） サービス費等支給決定通知書
百八十	介護保険高額介護（予防） サービス費給付のお知らせ
百八十一	介護保険高額介護（予防） サービス費支給申請書
百八十二	介護保険高額介護（予防） サービス費支給申請書（受領委任払用）
百八十三	介護保険高額介護（予防） サービス費支給（不支給） 決定通知書
百八十四	介護保険高額介護（予防） サービス費支給（不支給） 決定通知書（サービス提供年月別明細）
百八十五	介護保険高額介護（予防） サービス費支給（不支給） 決定通知書（ハガキ様式）
百八十六	介護保険高額介護（予防） サービス費受領委任払支給決定通知書
百八十七	介護保険高額介護（予防） サービス費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）

百八十八	介護保険償還払給付費口座振込不能通知書
百八十九	介護保険償還払給付費口座再振込通知書
百九十	介護保険高額介護（予防） サービス費口座振込不能通知書
百九十一	介護保険高額介護（予防） サービス費口座再振込通知書
百九十二	介護保険高額医療合算介護（予防） サービス費口座振込不能通知書
百九十三	介護保険高額医療合算介護（予防） サービス費口座再振込通知書
百九十四	介護保険（保険給付） 自己負担額証明書
百九十五	高額医療合算介護（予防） サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
百九十六	高額医療合算介護（予防） サービス費支給（不支給） 決定通知書
百九十七	高額医療合算介護（予防） サービス費支給額計算結果連絡票
百九十八	介護給付費通知書（続き）
百九十九	介護給付費通知書（ハガキ様式）
二百	介護給付費通知書（福祉用具貸与品目）
二百一	介護給付費通知書（福祉用具貸与品目）
二百二	居宅サービス計画作成依頼（変更） 届出書（看護） 小規模多機能型居宅介護
二百三	介護予防サービス計画作成依頼（変更） 届出書（介護予防小規模多機能型居宅介護）
二百四	介護保険高額介護（予防） サービス費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）（ハガキ様式）
二百五	高額医療合算介護（予防） サービス費の支給申請のお知らせ
二百六	基本チェックリスト
二百七	総合事業対象者決定通知書
二百八	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更） 届出書
二百九	介護予防・日常生活支援総合事業費支給申請書（償還払用）
二百十	介護予防・日常生活支援総合事業費支給（不支給） 決定通知書（償還払用）
二百十一	高額介護予防サービス費相当事業費支給のお知らせ
二百十二	高額介護予防サービス費相当事業費支給申請書
二百十三	高額介護予防サービス費相当事業費支給（不支給） 決定通知書
二百十四	高額介護予防サービス費相当事業費支給（不支給） 決定通知書（サービス提供年月別明細）
二百十五	高額介護予防サービス費相当事業費支給（不支給） 決定通知書（ハガキ様式）
二百十六	介護予防・日常生活支援総合事業費（償還払い） 口座振込不能通知書
二百十七	介護予防・日常生活支援総合事業費（償還払い） 口座再振込通知書
二百十八	高額介護予防サービス費相当事業費口座振込不能通知書
二百十九	高額介護予防サービス費相当事業費口座再振込通知書
二百二十	高額医療合算介護予防サービス費相当事業費口座振込不能通知書
二百二十一	高額医療合算介護予防サービス費相当事業費口座再振込通知書
二百二十二	介護保険（総合事業） 自己負担額証明書
二百二十三	高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給申請のお知らせ
二百二十四	高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給（不支給） 決定通知書
二百二十五	高額医療合算介護（予防） サービス費支給額計算結果連絡票（総合事業）
第六条	介護保険システムに実装してはならない機能
第六節	介護保険システムには、前二条の規定及びこれらの規定に基づき厚生労働大臣が実装してはならない機能として定めるものと並びに前二条の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの以外は、実装してはならないものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する介護保険システムで、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものと
して厚生労働大臣が認める地方公共団体の介護保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の
標準の経過措置については、厚生労働大臣が定める。

2 この省令の施行の際現に介護保険システムを利用する地方公共団体で、施行日以降第六条の規定
により実装してはならない機能を有する介護保険システムを利用するものとして厚生労働大臣が認
めるものについては、同条の規定は、令和十一年四月一日から適用する。

(要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する介護保険システムで、機能要件の標準又は
帳票要件の標準に適合することが困難なものとして厚生労働大臣が認めるものについては、この省
令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において厚生労働大臣が定める日から適用
する。

○厚生労働省告示第三百三三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第二百二十七号）第四条及び第五条の規定に基づき、介護保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を次のように定める。

厚生労働大臣 上野賢一郎

令和八年八月七日
介護保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項

項
（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（次条において「省令」という。）第四条の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一のとおりとする。

（帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項）

第二条 省令第五条の規定に基づく帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第二のとおりとする。また、同条各号に掲げる書面については別表第三のとおり出力するものとする。（別表第一から別表第三までは、省略し、その関係書類を厚生労働省老健局介護保険計画課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する。）

○厚生労働省告示第三百四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十七号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の介護保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

一 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の介護保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準は、別表のとおりとする。

二 省令附則第二条第一項の規定により、別表の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機能要件の標準又は帳票要件の標準に係る介護保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年厚生労働省告示第三百三号。以下「告示」という。）別表第一から別表第三までの適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

三 省令附則第二条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体は、次のとおりとする。

北海道芦別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道増毛町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苦前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道平取町、北海道様似町、北海道大町、秋田県大館市、秋田県湯沢市、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県鮎川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県日立市、茨城県土浦市、茨城県石岡市、茨城県龍ヶ崎市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県笠間市、茨城県つくば市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、栃木県宇都宮市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県本庄市、埼玉県坂戸市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県鳩山町、埼玉県美里町、埼玉県上里町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県流山市、千葉県袖ヶ浦市、千葉県印西市、千葉県匝瑺市、千葉県香取市、千葉県横芝光町、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都荒川区、東京都武蔵野市、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、東京都大島町、神奈川県横須賀市、神奈川県南足柄市、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、石川県金沢市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県おおい町、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、長野県軽井沢町、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県函南町、愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県豊川市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県新城市、愛知県田原市、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県いなべ市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府大東市、大阪府泉南市、大阪府河内町、兵庫県相生市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、奈良県三宅町、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県海南市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県日野町、島根県松江市、島根県浜田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県雲南市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西栗倉村、岡山県古備中央町、広島県神石高原町、徳島県小松島市、徳島県吉野川市、徳島県上勝町、徳島県北島町、徳島県板野町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、高知県高知市、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県松浦市、熊本県玉東町、宮崎県宮崎市、

別表（第一号関係）

地 方 公 共 団 体	機能要件の標準又は帳票要件の詳細
北海道芦別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道増毛町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苦前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道平取町、北海道様似町、北海道大町、秋田県大館市、秋田県湯沢市、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県鮎川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県日立市、茨城県土浦市、茨城県石岡市、茨城県龍ヶ崎市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県笠間市、茨城県つくば市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、栃木県宇都宮市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県本庄市、埼玉県坂戸市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県鳩山町、埼玉県美里町、埼玉県上里町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県流山市、千葉県袖ヶ浦市、千葉県印西市、千葉県匝瑺市、千葉県香取市、千葉県横芝光町、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都荒川区、東京都武蔵野市、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、東京都大島町、神奈川県横須賀市、神奈川県南足柄市、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、石川県金沢市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県おおい町、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、長野県軽井沢町、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県函南町、愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県豊川市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県新城市、愛知県田原市、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県いなべ市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府大東市、大阪府泉南市、大阪府河内町、兵庫県相生市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、奈良県三宅町、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県海南市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県日野町、島根県松江市、島根県浜田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県雲南市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西栗倉村、岡山県古備中央町、広島県神石高原町、徳島県小松島市、徳島県吉野川市、徳島県上勝町、徳島県北島町、徳島県板野町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、高知県高知市、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県松浦市、熊本県玉東町、宮崎県宮崎市、	機能要件の標準又は帳票要件の詳細

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

